

厚生労働省は2月27日、法律で義務付けられた障害者雇用が進んでいないとして、採用計画を実施するよう6都県教育委員会に勧告した。

現行の障害者雇用促進法は、国や地方公共団体に対して民間企業よりも厳しく身体・知的障害者の雇用を義務付けており、教育委員会の法定雇用率（職員に占める障害者の割合）は2.0%。

これが達成できておらず、採用計画も適正に実施されていないとして岩手県、福島県、東京都、新潟県、滋賀県、鳥取県の6教育委員会が勧告を受けた。

採用計画を作成していた31都道府県の教育委員会のうち10県は、昨年12月1日までに法定雇用率を達成。全国での実雇用率は同日現在1.91%だった。

（福祉新聞・第2614号 2013年3月18日）